

參考資料

1. 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議経過

(1) 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

平成 21 年 1 月 14 日現在

(敬称略・50 音順)

氏 名	団体名等
青 木 武	福岡市自治協議会等 7 区会長会
○岩 城 和 代	岩城法律事務所
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
大 木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小 山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川 口 秀 子	福岡県介護福祉士会
鬼 崎 信 好	福岡県立大学
古 賀 清 恵	NPO 笑顔
齊 藤 定 敏	福岡市老人クラブ連合会
佐 藤 芙美子	被保険者代表（公募）
白 津 陽 一	被保険者代表（公募）
神 宮 純 江	（財）福岡市健康づくり財団
田 代 多恵子	福岡県看護協会
立 田 洋 子	被保険者代表（公募）
黨 實 雄	福岡市民生委員児童委員協議会
戸部田 浩 一	（社）福岡県高齢者能力活用センター
中 山 郁 美	福岡市議会議員
◎長 柄 均	福岡市医師会
西 原 薫	福岡県介護老人保健施設協会
西牟田 耕 治	被保険者代表（公募）
野 尻 且 美	福岡市議会議員
信 友 浩 一	九州大学大学院
林 田 正 統	福岡市社会福祉協議会
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会
松 尾 早 苗	認知症の人と家族の会福岡県支部
水 城 四 郎	福岡市議会議員
安 川 仁	（株）九電工

◎専門分科会長

○副専門分科会長

(2) 高齢者保健福祉専門分科会における計画策定に係る審議経過

開催年月日	議 題
第1回分科会 (H20. 5. 15)	○副専門分科会長の選任 ○本市の高齢者保健福祉施策の状況 ○介護保険事業計画策定に係る国・県の動向 ○高齢者保健福祉計画策定に当たっての考え方
第1回介護部会 (H20. 5. 30)	○部会長・副部会長の選任 ○被保険者数の推計及び要介護認定者数の状況等 ○高齢者の日常生活圏域の状況
第1回高齢部会 (H20. 6. 4)	○部会長・副部会長の選任 ○高齢者保健福祉施策の実施状況 ○高齢者実態調査結果
第2回介護部会 (H20. 7. 10)	○高齢者の日常生活圏域 ○施設・居住系サービス利用者の状況
第2回高齢部会 (H20. 7. 15)	○高齢者保健福祉施策 ○国の動向
第2回分科会 (H20. 7. 28)	○高齢者保健福祉計画の施策体系 ○介護保険被保険者数の推計 ○国の動向等
第3回高齢部会 (H20. 8. 20)	○高齢者保健福祉施策
第3回介護部会 (H20. 8. 21)	○要介護認定者数の推計 ○在宅サービス利用者の状況
第4回介護部会 (H20. 9. 11)	○施設・居住系サービス利用者の推計 ○標準的在宅サービス利用者数の推計 ○施設・居住系サービス及び介護保険外の施設サービスの整備目標量(定員) ○市町村特別給付等 ○国・県の動向等
第4回高齢部会 (H20. 9. 12)	○高齢者保健福祉施策 ○地域支援事業費用の見込み
第3回分科会 (H20. 10. 3)	○高齢者保健福祉計画の中間とりまとめ ○介護保険事業計画における第1号保険料
第4回分科会 (H20. 10. 31)	○高齢者保健福祉計画(素案)
第5回分科会 (H21. 1. 14)	○高齢者保健福祉計画(答申案)

高齢部会：高齢者支援事業部会

介護部会：介護給付費・基盤整備部会

2. 計画策定関連調査

(1) 高齢者実態調査

① 高齢社会に関する調査

調査種別	調査対象者	調査票発送	調査票回収
高齢者一般調査	5,000人 市内在住の60歳以上の方から無作為に抽出	平成19年 10月1日	～ 平成19年 11月16日 郵送回収
在宅サービス利用者調査	5,000人 市内在住の要介護認定者のうち、平成19年6月中に介護保険の在宅サービスを利用した方から無作為に抽出 ※第2号被保険者(40～64歳)含む	平成19年 10月16日	
在宅サービス未利用者調査	3,000人 市内在住の要介護認定者のうち、平成19年6月中に介護保険の在宅サービスの利用がなかった方から無作為に抽出 ※第2号被保険者(40～64歳)含む		
施設等サービス利用者調査	1,500人 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やグループホームに平成19年6月時点で入所中の方から無作為に抽出 ※第2号被保険者(40～64歳)含む		

② 介護支援専門員調査

調査種別	調査対象者	調査票発送	調査票回収
介護支援専門員調査	865人 福岡市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(悉皆調査)	平成19年 10月1日	～ 平成19年 11月16日 郵送回収

③ 回収結果

調査種別	発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
高齢者一般調査	5,000	3,235 (64.7%)	3,161 (63.2%)
在宅サービス利用者調査	5,000	3,073 (61.5%)	2,983 (59.7%)
在宅サービス未利用者調査	3,000	1,633 (54.4%)	1,543 (51.4%)
施設等サービス利用者調査	1,500	1,122 (74.8%)	1,037 (69.1%)
介護支援専門員調査	865	473 (54.7%)	471 (54.5%)

(2) 介護サービス供給量調査

① 目的

第4期計画期間（H21～23年度）における介護保険サービス必要量に対する供給見込量を把握するため、サービス事業者の意見等を調査することを目的に実施した。

② 調査対象

福岡市をサービス提供エリアとする居宅介護支援事業所、及び介護保険サービス提供事業所（なお、今後の新規参入事業者については調査対象としない。）

また、みなし指定については、現にサービスを提供している事業者を調査対象とした。

③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

④ 期間

平成20年10月～11月

⑤ 調査内容

- ・事業所の概略
- ・現在のサービスの提供状況と今後の見込みについて
- ・離島サービスについて

⑥ 回収結果

調査区分	発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
介護サービス供給量調査	1,611	1,031 (64.0%)	961 (59.7%)

3. 市民意見の募集

(1) 目的

福岡市高齢者保健福祉計画の策定にあたり、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議の過程において、市民との情報共有を図り、市民の意見を答申に反映させるため、福岡市パブリック・コメント手続き要綱に基づき福岡市高齢者保健福祉計画（素案）を公表し、市民意見を募集した。

(2) 意見募集期間

平成20年12月1日（月）～12月26日（金）

(3) 実施方法

① 計画素案の公表

計画素案及び概要版を、情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、各区役所企画課（市民相談室）、福祉・介護保険課、入部出張所、今宿出張所において閲覧及び配布するとともに、本市ホームページに掲載した。

また、各区で市民説明会を実施した。

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、配布場所への持参及び市民説明会会場で提出。

③ 市民説明会

区	開催日	会場	参加者
博多区	12月9日(火)	博多区保健福祉センター	84名
中央区	12月10日(水)	ふくふくプラザ	115名
早良区	12月11日(木)	早良市民センター	65名
城南区	12月12日(金)	城南区保健福祉センター	45名
南区	12月15日(月)	アミカス	82名
西区	12月16日(火)	西市民センター	47名
東区	12月19日(金)	福岡リーセントホテル	143名
合計			581名

(4) 意見提出状況

① 意見提出数

22通（うち、パブリック・コメント手続きに則った意見17通）

② 意見件数

71件（うち、パブリック・コメント手続きに則った意見46件）

③ 意見概要

意見概要		件数
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題		
	高齢者の生活実態の分析に関する意見	1
第4章 高齢者保健福祉施策の総合的な推進		
1. 健康でいきいきとしたシニアライフの実現		
	社会参加活動への支援施策に関する意見	8
	社会参加活動の環境整備に関する意見	3
	高齢者の就業への取り組みが重要という意見	1
	特定高齢者の決定に関する意見	1
2. 要援護高齢者の総合支援の充実		
	住み慣れた地域で暮らすためにはサービスの選択が十分に保障される必要があるという意見	1
	在宅介護を中心とした施策を求める意見	1
	在宅介護より施設介護の充実を求める意見	1
	介護老人福祉施設等の課題を明確にとという意見	1
	認知症高齢者への支援に関する意見	2
	権利擁護施策の充実を求める意見	2
	介護サービス事業所の第三者評価に係る費用の低減を求める意見	1
	家族介護者への対応が必要との意見	1
3. 地域生活支援体制の充実		
	地域包括支援センターに関する意見	3
	地域ネットワーク体制の構築に関する意見	10
4. 安全・安心な生活環境の向上		
	高齢者の居住支援を求める意見	1
	都市環境のバリアフリー化を求める意見	1
第5章 サービス量の見込みと確保方策		
	在宅サービスの充実を求める意見	3
	施設サービスの充実等を求める意見	6
	介護サービス利用における低所得者への助成を求める意見	1
	平成18年度の介護保険法改正に伴う影響に関する意見	2
	介護サービスの質の向上に関する意見	2
第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号保険料		
	介護保険事業費に関する意見	1
	介護保険料が高い、所得の低い段階への配慮を求める意見	4
	介護サービス利用者の介護保険料負担が理解できないという意見	1
その他		
	基本理念や取り組みの視点が社会全般に広く浸透してほしいという意見	1
	全ての人が満足するような福祉を求める意見	1
	高齢者の「性」に関する意見	1
	介護認定段階を多く細かくしてほしいという意見	1
	介護サービス従事者の待遇条件改善等を求める意見	5
	パブリック・コメント手続き等に関する意見	3

4. 用語解説

(1) 介護サービス

介護給付 対象：要介護1～要介護5	
サービス種類	説明
訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、通所方式により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所方式により、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所方式により、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。

サービス種類	説明
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェア・すのこ等）、排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
住宅改修 （住宅改修費の支給）	手すり取付け、段差解消、滑り止め、洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に購入費を支給。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問又は通報を受け、利用者の居宅で、入浴、排泄、食事の提供等日常生活の世話を行う。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要介護者）に、デイサービスセンターなどで、通所方式により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	居宅への訪問又は、サービス拠点への通所方式又は、短期入所方式により、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者（要介護者）を対象に共同生活（5～9人）を通し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が29人以下であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。

予防給付 対象：要支援1・要支援2	
サービス種類	説明
介護予防訪問介護	介護福祉士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う。
介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどで、通所方式により介護予防を目的として、入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所方式により、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援、機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所方式により、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説明
特定介護予防福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)	介護予防に資すると定められた、入浴、排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
介護予防住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取付け、段差解消、滑り止め、洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に購入費を支給。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要支援者）に、デイサービスセンターなどで、介護予防を目的として、通所方式により入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅への訪問又は、サービス拠点への通所方式又は、短期入所方式により、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援、機能訓練を行う。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者（要支援者）を対象に共同生活（5～9人）を通し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行う。

(2) その他の用語説明

(五十音順)

用語	説明
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本市に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	<p>要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。</p> <p>要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。</p>
介護従事者処遇改善臨時特例基金	介護従事者の処遇改善に向け、平成21年度3%の介護報酬改定がなされることに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を図るため本市に設置した基金で、保険料の上昇分のうち平成21年度は全額、平成22年度は半額を国費で負担することとされ交付される、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てている。
介護予防	介護予防は、高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」であり、全ての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う「一次予防」と、要支援・要介護となるおそれのある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」、さらに要支援・要介護状態にある高齢者の重度化防止等を行う「三次予防」に大別される。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行うもので、県の指定を受けた事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにする、サービス提供のマネジメント。

用語	説明
健康日本21福岡市計画	<p>国の「健康日本21」の地方計画として平成14年3月に策定し平成19年3月に見直しを行った平成22年度までの市民の健康づくり行動指針。</p> <p>市民が主体的に行う健康づくりを支援するもので、生活習慣を健康的なものに変え、病気を予防する一次予防の取り組みに重点を置いている。</p> <p>この計画の中では、「健康ふくおか10か条」や「世代別・疾病別健康目標」を定めるとともに、関係者の役割や生活習慣病対策について、方向性を示している。</p> <p>また健康づくりの視点をもってまちづくりを進めることを掲げている。</p>
高額介護サービス費	<p>要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。</p> <p>この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない。</p>
参酌標準	<p>介護保険事業の社会保険制度としての全国的均衡を図る観点から国が示した基準。</p>
市町村特別給付等	<p>本書では、市町村特別給付等を、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。</p> <p>市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもの。</p> <p>なお、市町村特別給付等を行う場合は、その費用をすべて第1号被保険者の保険料で賄うこととされている。</p>
指定市町村事務受託法人	<p>指定市町村事務受託法人は、公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人で、新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。</p>

用 語	説 明
新・基本計画（福岡市）	福岡市基本構想に掲げる都市像達成に向けた平成27（2015）年までの施策体系を、総合的・体系的に示す長期計画。全市編は平成15年3月策定、区基本計画は平成16年3月策定。
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付など請求に関する審査、支払い事務に対する手数料。
成年後見制度	判断力が衰えたり、認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことが出来るよう支援するためのサービスを提供する。
調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
特定健診等	高齢者医療の確保法に基づき、平成20年4月から、40～75歳を対象としてメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための健診・保健指導。
特定高齢者	<p>要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。</p> <p>65歳以上の要介護認定を受けていない人のうち、生活機能の低下をチェックする25項目の基本チェックリストで国の定めている基準に該当する場合、特定高齢者の候補者となる。この特定高齢者候補者の中から、基本チェックリスト及び医師が行う生活機能の確認の結果等を踏まえ、地域包括支援センターが特定高齢者決定者と決定する。</p>
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。

用語	説明
2011グランドデザイン (福岡市)	福岡市新・基本計画の実施計画として、平成20(2008)年度から平成23(2011)年度までの4年間を計画期間として策定した、具体的施策・事業を示す中期計画。
認知症キャラバン・メイト	認知症に関する知識の普及啓発、地域での見守り・支援する連携体制づくりを推進する人。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症サポート医	かかりつけ医への助言その他の支援を行い、認知症の専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割の医師。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置される。
認知症連携担当者	医療との連携や地域における認知症ケア体制の強化を図るため、(1)認知症と診断された高齢者の把握(2)地域包括支援センターへの情報提供(3)要介護者へ専門医療や権利擁護の専門家の紹介(4)認知症ケアに関する専門的な相談・助言一などの役割を担う。
福岡市保健福祉総合計画	平成12年3月策定、平成17年3月改訂。 計画期間は平成12年度から22年度までの11か年。 関係法及び「福岡市福祉のまちづくり条例」を根拠とし、福祉のまちづくり条例の推進計画としての役割と、「第7次福岡市基本計画」「新・基本計画」の保健・医療・福祉分野における具体的な計画としての役割を担うものであり、少子高齢社会を展望した施策の方向性と達成すべき目標量を示すもの。 保健福祉総合計画の各論は、全市民対象の「地域プラン」「健康プラン」、対象者別計画の「子どもプラン」「高齢者プラン」「障がい者プラン」で構成される。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

用語	説明
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期はH21～H23）における保険給付費，地域支援事業費などの事業費支出のうち，第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を，補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し，さらに12か月で除したものの。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満によって，さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。
ユニットケア	高齢者施設の居室を10人程度のグループに分け，それぞれをひとつの生活単位とし，少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケア。
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者など，日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者	<p>日常生活において，介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や，常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人で，要支援者は要支援1と要支援2に，要介護者は要介護1から要介護5までに区分される。</p> <p>本計画書においては，要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。</p>
療養病床の転換	<p>「療養病床」とは，主として長期にわたり療養を必要とする患者を対象とした病床で，病状が安定している長期療養患者のうち，医療密度の高い医学的管理や積極的なリハビリを必要とする「医療療養病床」と，管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者を対象とした介護保険で対応する「介護療養病床」の2種類がある。</p> <p>利用者それぞれにふさわしい適切なサービスが提供されるよう，現在の医療療養病床と介護療養病床を，平成24年度までに医療療養病床と介護保険施設等に再編成し，機能分担を推進するもの。</p>

福岡市高齢者保健福祉計画

編集・発行／平成 21 年 3 月

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者施策推進部
施策推進課／介護保険課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092 (711) 4248
FAX 092 (726) 3328

